

函館市技能功労者表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、永年にわたる研さんにより優秀な技能を修得するとともに後進の指導育成に尽力した者に市長が行う函館市技能功労者表彰（以下「表彰」という。）について必要な事項を定め、もって技能者の社会的地位および技能水準の向上に資することを目的とする。

(表彰の対象職種)

第2条 表彰の対象となる技能に係る職種は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練および職業能力検定に係る別表に掲げる職種その他市長が適当と認める職種とする。

(表彰の対象者)

第3条 表彰を受けることができる者は、毎年11月1日（以下「基準日」という。）現在において、次に掲げる要件を具備している者とする。ただし、成年被後見人および被保佐人ならびに破産者は除く。

- (1) 函館市民であって、45歳以上の者
- (2) 同一職種に係る25年以上の実務経験を有する者
- (3) 国家検定による資格または職業能力開発促進法に基づく技能資格等を有する者。ただし、特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
- (4) 技能が極めてすぐれ、業界の技能水準の向上に貢献した者
- (5) 業務を通じて後進の指導を行い、またはその育成に寄与した者
- (6) 勤務実績および日常の業務行為において他の技能者の模範と認められる者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に技能に関する工夫、改善等により技能者の地位の向上に寄与し、表彰をうけるのにふさわしいと認められる者を表彰することができる。

(被表彰候補者の推薦等)

第4条 市長は、原則として、第2条に定める職種に係る産業経済団体等に表彰を受けるのにふさわしい者を被表彰候補者として推薦することを依頼するものとする。ただし、当該職種に係る産業経済団体等がない場合は、この限りでない。

2 前項の依頼を受けた産業経済団体等は、その所属事業所から表彰を

受けるのにふさわしい者を募り，被表彰候補者として，市長に推薦するものとする。

3 前項の推薦は，次に掲げる書類を提出して行うものとする。

(1) 推薦書 1部（別紙様式1）

(2) 推薦調書 1部（別紙様式2）

(3) 履歴書 1部（別紙様式3）写真添付（推薦前6月以内に撮影した正面，無帽，上半身の横3.5cm縦4.5cm判のもの）

(4) その他市長が必要と認める書類

（被表彰者の決定）

第5条 市長は，推薦のあった者のうちから，功労が顕著であると認める者を被表彰者として決定する。

2 市長は，前項の決定に当たり，必要があると認めるときは，技能に関して知識経験を有する者の意見を聴くことができる。

3 被表彰者は，毎年10人以内とする。ただし，市長が特に認めるときは，この限りでない。

（表彰の時期等）

第6条 表彰は，毎年11月に行う。

2 表彰は，表彰状を授与して行う。

3 前項の表彰に当たっては，記念品を添えるものとする。

附 則

1 この要綱は，平成14年9月3日から施行する。

2 函館市技能功労者表彰実施要領（平成6年8月10日施行）は，廃止する。

3 函館市技能功労者表彰実施要領（平成14年9月3日廃止）による表彰を受けた者は，この要綱による表彰を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は，平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成28年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は，令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別 表

職 業 部 門 及 び 職 種

職 業 部 門	職 種	
I 金属材料製造関係	1 金属材料製造の職業	①製鉄工、製鋼工、②非鉄金属製錬工、③鋳物工、④鍛造工、⑤金属熱処理工、⑥圧延工、⑦伸線工、⑧金属材料製造検査工、⑨その他の金属材料製造の職業
II 金属加工、金属溶接・溶断、一般機械器具組立・修理及び計器・光学機械器具組立・修理関係 (Ⅲ部門及びⅣ部門に関係するものはその部門へ)	1 金属加工の職業	①金属工作機械工、②金属プレス工、③鉄工、びょう打工、製かん(缶)工、④板金工、⑤めっき工、⑥針金製品・針・ばね製造工、⑦金属研ま工、⑧金属手仕上工、⑨金属彫刻工、⑩金属製家具・建具製造工、⑪金属製品製造工、⑫金属加工・金属製品検査工、⑬その他の金属加工の職業
	2 金属溶接・溶断の職業	①電気溶接工、②ガス溶接工、ガス切断工
	3 一般機械器具組立・修理の職業	①原動機組立工、②金属加工機械組立工、③その他の一般機械器具組立工、④一般機械器具修理工
	4 計器・光学機械器具組立・修理の職業	①時計組立工・修理工、②計器組立工・修理工、③光学機械器具組立工・修理工、④レンズ研ま工・調整工、⑤その他の計器・光学機械器具組立・修理の職業
III 電気機械器具組立・修理及び電気作業関係	1 電気機械器具組立・修理の職業 (Ⅳ部門に関係するものはⅣ部門へ)	①発電機・発動機組立工・修理工、②配電・制御装置組立工・修理工、③民生用電子・電気機械器具組立工・修理工、④電気通信機械器具組立工・修理工、⑤電子応用機械器具組立工、⑥半導体製品製造工、⑦電球・電子管組立工、⑧電子機器部品製造工、⑨束線工、⑩被覆電線製造工、⑪乾電池・蓄電池製造工⑫電気機械器具検査工、⑬その他の電気機械器具組立・修理の職業
	2 電気作業	①発電員、変電員、②送電線架線工、③配電線架線工、④通信線架線工、⑤電信電話機据付工・保守工、⑥電気工事作業
IV 輸送用機械器具組立・修理関係	1 輸送用機械器具組立・修理の職業	①自動車組立工、②自動車整備・修理・板金工、③航空機組立工・整備工、④鉄道車両組立工・修理工、⑤自動車組立工・修理工、⑥船舶ぎ装工、⑦輸送用機械器具検査工、⑧その他の輸送用機械器具組立・修理の職業

職業部門	職業種	
V 紡糸・織糸・同関連及び衣服・繊維製品製造関係	1 紡糸の職業	①粗紡工、精紡工、②合糸工、ねん糸工、加工糸工、③揚返工、かせ取工、④その他の紡糸の職業
	2 織布・同関連の職業	①織機準備工、②織布工、③漂白工、精練工④染色・仕上工、⑤編物工、編立工、⑥フェルト・不織布製造工、⑦つな・なわ・ひも製造工、⑧あみ製造工、⑨その他の織布・同関連の職業
	3 衣服・繊維製品製造の職業	①婦人・子供服仕立職、②男子服仕立職、③和服仕立・修理職、④帽子製造工、⑤裁断工⑥ミシン縫製工、⑦刺しゅう工、⑧その他の衣服・繊維製品製造の職業
VI 建設、土木・舗装・鉄道線路工事、建設機械運転及び農業関係	1 建設の職業	①大工、②型わく工、③鉄筋工、④とび工、⑤れんが積工、タイル張工、ブロック積工、⑥屋根ふき工、⑦左官、⑧配管工、鉛工、⑨畳工、⑩熱絶縁工、⑪内装仕上工、⑫防水工⑬潜水作業、⑭その他の建設の職業
	2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	①土木・舗装作業、②鉄道線路工事作業
	3 建設機械運転の職業	①建設用機械運転工
	4 農業の職業	①植木職、造園師（工）
VII 窯業製品製造、採鉱・採石、その他の採掘、土石製品製造、化学製品製造及びゴム・プラスチック製品製造関係	1 窯業製品製造の職業	①窯業原料工、②ガラス製品成形工、③ガラス製品加工工、④陶磁器製造工、⑤施ゆう工、ほうろうがけ工、⑥窯業絵付工、⑦ファインセラミック製品製造工、⑧セメント製造工⑨セメント製品製造工、⑩れんが・かわら類製造工、⑪石灰・石灰製品製造工、⑫七宝工⑬窯業製品検査工、⑭その他の窯業製品製造の職業
	2 採鉱・採石及びその他の採掘の職業	①採鉱員、②採炭員、②石切出作業、④じやり・砂・粘土採取作業、⑤ダム・トンネル掘さく工、⑥さく井工、採油工、天然ガス採取工、⑦支柱員、⑧坑内運搬員、⑨選鉱員、選炭員、⑩他に分類されない採掘の職業
	3 土石製品製造の職業	①石工、②その他の土石製品製造の職業
	4 化学製品製造の職業	①化学工、②石油精製工、③化学繊維工、④油脂加工工、⑤医薬品・化粧品製造工、⑥その他の化学製品製造の職業

職 業 部 門	職 種
	<p>5 ゴム・プラスチック製品製造の職業</p> <p>①ゴム工、②ゴム製品製造工、③タイヤ製造工・修理工、④プラスチック製品成形工、⑤プラスチック製品加工工、⑥ゴム・プラスチック製品検査工、⑦その他のゴム・プラスチック製品製造の職業</p>
VIII その他の関係	<p>1 木・竹・草・つる製品製造の職業</p> <p>①製材工、②チップ製造工、③合板工、④木工、⑤木製家具・建具製造工、⑥船大工、⑦木製おけ・たる製造工、⑧曲物製造工、⑨げた製造工、⑩木彫工、⑪竹細工工、⑫とうき柳製品製造工、⑬草・つる製品製造工、⑭木・竹・草・つる製品検査工、⑮その他の木・竹・草・つる製品製造の職業</p> <p>2 パルプ・紙・紙製品製造の職業</p> <p>①パルプ工、紙料工、②紙機械すき工、③紙手すき工、④加工紙製造工、⑤紙器製造工、⑥紙製品製造工、⑦その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業</p> <p>3 印刷・製本の職業</p> <p>①文字組版作業員、②製版作業員、③印刷作業員、④印刷物光沢加工作業員、⑤製本作業員、⑥その他の印刷・製本の職業</p> <p>4 かわ・かわ製品製造の職業</p> <p>①製革工、②くつ製造工・修理工、③その他のかわ・かわ製品製造の職業</p> <p>5 飲料・たばこ製造の職業</p> <p>①製茶工、②酒類製造工、③清涼飲料製造工、④たばこ製造工、⑤その他の飲料・たばこ製造の職業</p> <p>6 食料原料製造の職業</p> <p>①精穀工、製粉工、②精糖工、③味そ・しょう油製造工、④動植物油脂製造工、⑤その他の食料原料製造の職業</p> <p>7 食料品製造の職業</p> <p>①めん類製造工、②パン・菓子製造工、③豆腐・湯葉・こんにやく・ふ製造工、④かん詰・びん詰食品製造工、⑤乳・乳製品製造工、⑥水産物加工工、⑦肉製品製造工、⑧野菜つけ物工、⑨その他の食料品製造の職業</p> <p>8 装身具等身の回り品製造の職業</p> <p>①かばん・袋物製造工・修理工、②がん具製造工、③楽器製造工、④模型・模造品製作工、⑤和がさ・ちょうちん・うちわ製造工、⑥洋がさ製造工、⑦ほうき・ブラシ製造工、⑧漆器工、⑨貴金属・宝石細工工、⑩甲・角・貝・きば細工工、⑪印判師、⑫その他の装身具等身の回り品製造の職業</p>

職 業 部 門	職 種
9 定置機関・機械運 転の職業 (他の部門に係する もはその部門へ)	①汽かん士、②起重機・巻上機運転工、③ポ ンプ・ブローワー・コンプレッサ運転工、④そ の他の定置機関・機械運転の職業
10 生活衛生サービス の職業	①理容師、②美容師・着付師、③クリーニン グ工、④洗張工
11 飲食物調理及び接 客サービスの職業	①調理人、②バーテンダー、③給仕従事者
12 その他の技能工、 生産工程の職業 (他の部門に係する もはその部門へ)	①内張工、②表具師、③塗装工、④画工、広 告美術工、⑤映写技士、⑥製図工、写図工、 ⑦現図工、⑧包装工、⑨他に分類されない技 能工、生産工程の職業
13 その他	I～VII及びVIIIの1～12に属さない技能的職 種 (①フラワー装飾師、②装蹄師等)

備 考

- 1 本表の職種欄に掲げる職種は、厚生労働省編職業分類の小分類による職種に準じた例示であり、それぞれ職種の内容により関係する部門へ移行できること。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。

年 月 日

推 薦 書

函 館 市 長 様

団体住所

(電話)

団体名

代表者名

次の者は、函館市技能功労者表彰を受けるのにふさわしい者と認められるので、関係書類を添えて推薦いたします。

記

1 推薦者氏名

2 添付書類

- (1) 推薦調書 1部 (別紙様式2)
- (2) 履歴書 1部 (別紙様式3)
- (3) 身分証明書 1部 (本籍地発行のもの)

別紙様式2

推 薦 調 書

ふりがな 氏名				
生年月日(年齢)		年 月 日(歳)	職 種 名	
本 籍				
住 所		函 館 市 町 丁 目 番 号		
勤務先の事業所の名称		代表者の氏名		
所 在 地		函 館 市 町 丁 目 番 号		
経 歴	勤 務 先	職 種	在 職 期 間	在職年月数
				通算 年 月
受 賞 歴			資 格 ・ 免 許 等	取得年月日
			資 格 ・ 免 許 等	

事 績 の 概 要	1. 技能の優秀性についての具体的事項					
	2. 技能者としての現役性についての具体的事項					
	3. 後進の指導・育成等についての具体的事項					
	4. 技能に関する工夫・改善等についての具体的事項					
	5. その他					
連絡先	所属	担当者名	電話	－	(内線)

注 1 年齢, 在職年月数は, 基準日(11月1日)現在で記入してください。

2 連絡先は, 事業所内で本推薦調書の内容を把握している方の氏名を記入してください。

履 歴 書

ふり かな 氏 名		写 真 (横3.5cm縦4.5cm判)
生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)	
本 籍		
住 所		
電話番号		
学 歴	年 月 日 年 月 日	
職 歴	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	
賞 罰	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	
上記のとおり相違ありません。		氏名